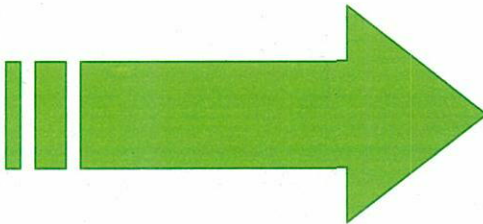


介護サービス事業者に対する指導監督の概要

介護サービス事業者の指導監査にかかる改正点等

従前の指導監査(平成12～17年度)
<p>【指導指針 平成12年度以降】</p> <p>○集団指導 介護サービス事業者を集め、講習方式で制度や報酬請求解釈等について周知</p> <p>○書面指導 前年の集団指導に参加しなかったサービス事業所等を対象に、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況等について確認</p> <p>○実地指導 施設サービス事業所は2年、居宅サービス事業所は3年に一度、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況及び運営状況、並びに報酬請求等の確認</p>
<p>【監査指針 平成12年度以降】</p> <p>○監査 不正請求や実地指導に従わない事業所に対し、監査指針に基づき監査を実施</p> <p>監査後の行政処分として、「指定取消」を実施</p>

平成17年制度改正
<p>【指定の更新制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定の更新制の創設 ・指定の効力に有効期間(6年)を設ける ○指定の拒否要件の創設 <p>【事後規制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村にも監査権限を付与 ・立入検査規程を導入 ・基準違反に対して「改善勧告」「改善命令」を創設 ・不正請求等に対して「指定の効力の一部又は全部停止」を追加



現行の指導監査(改正後)
<p>【指導指針 平成18年度以降】</p> <p>○集団指導 ・集団指導を強化し、指定制度、事後規制の理解の促進(書面指導については全面的に廃止)</p> <p>・指定基準遵守の周知徹底</p> <p>・介護報酬請求に係る過誤・不正防止</p> <p>○実地指導 ・利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束廃止や虐待の防止等への取組に関する指導強化(監査の前置としての実地指導の取り止め) (常時実施するよう改正) (主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止しそれに伴う事前資料の作成・提出を不要とした)</p> <p>・介護報酬の各種加算等について請求の不適正な取り扱いの是正</p>
<p>【監査指針 平成18年度以降】</p> <p>○監査 ・法令等に基づき基準の遵守状況確認の徹底</p> <p>・市町村への監査権限の付与による、監査体制の強化</p> <p>・利用者等からの苦情や通報等に基づき、立入検査等による機動的な監査を実施</p> <p>・不正請求や違反事項に応じた、「改善勧告」「改善命令」「指定の効力の一部又は全部停止」「指定取消」の行政処分の実施を強化</p>